

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第36号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 663 1050 898"><thead><tr><th>書 類</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26 <u>薬事法及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td><td>略</td></tr><tr><td>27～37 略</td><td></td></tr></tbody></table>	書 類	市 町	1～25 略		26 <u>薬事法及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略	27～37 略		<p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 663 2040 898"><thead><tr><th>書 類</th><th>市 町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26 薬事法の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</td><td>高松市</td></tr><tr><td>27～37 略</td><td></td></tr></tbody></table>	書 類	市 町	1～25 略		26 薬事法の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市	27～37 略	
書 類	市 町																
1～25 略																	
26 <u>薬事法及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略																
27～37 略																	
書 類	市 町																
1～25 略																	
26 薬事法の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市																
27～37 略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。